

パブリックコメントの結果について

- 1 意見募集期間 令和2年12月21日（月）～令和3年1月20日（水）
- 2 意見提出者 1件（1団体）
- 3 意見件数 2件
- 4 意見等の概要と市の考え方（対応）

No.	意見概要	市の考え方（対応）
1	第4章 第2節 2 地域包括ケアシステムの推進のための重点取組（2）認知症施策の推進 ④-2 若年性認知症の人への支援 重点取組から漏れないよう、脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった方への支援について触れてください。	高次脳機能障害をもった若年性認知症の方を含めての「若年性認知症」と記載をしております。計画（案）のとおりとさせていただきます。
2	第6章 第3節 4 任意事業（2）家族介護支援事業〔認知症高齢者徘徊検索サービス事業〕 徘徊してしまう若年性認知症や高次脳機能障害の方などもサービスの対象としてください。	脳血管疾患による第2号被保険者の方は、このサービスの対象となっております。計画（案）のとおりとさせていただきます。